

飯坂町茂庭に動物の繁殖業という 反社会的な業を営む人が住んでいます

その人へ「繁殖業をやめて欲しい」という趣旨の
署名簿を送付したいと思います。

署名送付は違法性なし。私見を伝える表現活動だから

署名にご協力くださる方はご連絡を

アニマルポリス 563-7650(電話、FAX)

〒960-8066 福島市矢剣町11-3 星野

テレビなし・車なし・新聞なし・換気扇なし・エアコンは冷房のみ・トイレは汲取り式。私財をなげうって、福島でトップレベルの極貧生活に耐えながら活動する主婦によるアニマルポリス活動です

このハガキを営業妨害だと騒ぐ人間がいたら
その人物こそが該当者だと疑ってください

ブリーダー・ペット店は反社会的な職業 買う人も反社会的

●役所の中にブリーダーの飼育状況を監視する係があります。税金を投じてまで監視しなくてはならない反社会的な職業である証。ブリーダー・ペット店は憲法12条違反。



憲法 12 条 国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉の為にこれを利用する責任を負う。

●動物人口過剰だからこそ、大量に苦痛死処分されている。追い打ちをかけるように、動物人口を増やすのは蛮行では？

●高齢者でも高齢動物ならば飼えます。高齢動物はおとなしく賢いからです。業者から買うのではなく、保健所から保護してみませんか。



●繁殖をやめれば動物人口は減っていきます。その分、正しく保健所から救出するチャンスが増えるのです。繁殖は、一般飼い主・業者を問わず、保健所から救出するという公益活動の妨げになります。

●生体販売業は人の心を傷つける為、幸福追求権に反します。「売れ残った動物たちはどうなるの？毒殺されるの？首をひねって殺されるの？床にたたき付けて殺されるの？生き埋めにされるの？」という精神的苦痛を人々に与えています。売れ残った動物を哀れに思い、飼いたくもないのに無理して買う人が後を絶ちません。この点からも生体販売業者は、他人の経済権・生活権を侵害。精神的苦痛を与えられたり、経済権を侵害された場合、民訴（費用返還請求）できます。根拠となる法律は〔事務管理〕